

富士見町 事業者・町民応援振興券 第4弾を配布します！

裏面もご確認ください！
(振興券・食事券 見本)

富士見町では、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などで打撃を受けた町内事業者を支援するとともに、所得が減少している町民も合わせて支援し、町内経済の早期回復を図ることを目的に、富士見町民全員に1人あたり3,000円分の事業者・町民応援「振興券」第4弾を配布します。

さらに、振興券の配布に合わせ、登録のある飲食店でのみ利用が可能な事業者・町民応援「食事券」も1人あたり3,000円分配布いたします。

発行対象者

- ・令和3年10月1日時点で富士見町に住所を有するもの。
- ・令和3年10月1日～令和4年1月31日までに出生により住民登録されたもの。

配布方法

郵便（簡易書留）で世帯主様宛に各世帯人数分の振興券を郵送します。

※振興券は10月下旬から順次発送します。

※全世帯への配布のため、到着にお時間をいただきますが、対象者の方へは必ず配布されますのでお待ちいただけますようお願いいたします。

※配達状況により、近隣住宅と到着に差が出る場合もございます。

利用期間

令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

全世帯への配布のため、
到着までお時間をいただきます。

利用可能店舗

振興券発送時に同封されている「取扱店舗一覧」をご確認ください。

配布後、店舗が追加される場合もございますので、最新のものについては町HPをご覧ください。

★「振興券」「食事券」を扱っていただける事業者を新たに募集します★

参加資格：● 町ホームページに掲載の「特定事業者（取扱店）募集要項」をご覧ください。
「振興券」と「食事券」では、登録のできる業種や、参加資格が異なりますので、ご注意ください。

- 第4弾への登録には、住所要件や減収要件も反映されております。
(第1弾～第3弾のどこかで登録をいただいた事業者は登録時に確認済みですので必要ありません。)

募集期間：●【第1次】令和3年9月21日（火）～令和3年10月20日（水）

【第2次】令和3年10月21日（木）～随時（令和3年11月30日（火）まで）

※10月20日までに申請した店舗は、取扱店一覧のチラシへ店名記載し、町民への振興券配布時に同封します。10月21日以降に申請した取扱店は、ホームページ等へ掲載されます。

申込方法：● 富士見町HPに掲載の「募集要項」に同意のうえ、「取扱店（特定事業所）登録申請書兼誓約書」を記載し、必要添付書類と併せて富士見町役場 産業課商工観光係へ提出してください。

【お問い合わせ】

富士見町役場 産業課 商工観光係
役場2階 12番窓口

電話 0266-62-9342
FAX 0266-62-4481
MAIL kankou@town.fujimi.lg.jp



ホームページ
QRコード

事業者・町民応援「振興券」「食事券」

見本と使用できる事業者（業種）

事業者・町民応援振興券 第4弾は、登録店舗であればどの店舗でも使用ができる「振興券」と、飲食店でのみ使用ができる「食事券」の2種類を配布いたします。使用される際は、お間違いのないようご利用ください。

（配布時期や金額などについては、裏面をご覧ください。）

● 振興券（むらさき色）



第4弾の登録店舗であれば、業種などにかかわらず、どこの店舗でも使用することができます。

（店舗内にポスターの掲示があります。）

● 食事券（オレンジ色）



今回登録のあった「**飲食店**」でのみ使用することができます。また、飲食物のテイクアウトにも使用は可能です。

飲食店以外の店舗では使用することができませんのでご注意ください。

（店舗内にポスターの掲示があります。）

※ 登録店舗（対象店舗）の一覧表は、「振興券」「食事券」の配布時に同封します。11月30日までが、店舗の登録期間となっているため、一覧表配布後も対象店舗が増えることがあります。

最新の店舗情報については、町ホームページをご覧ください。役場に設置されている一覧表をご確認ください。